



島根県報

平成16年10月 8 日 (金)
号外 第 111 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

林業災害復旧資金利子補給金交付要綱

(林 業 課)

告

示

島根県告示第991号

林業災害復旧資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

林業災害復旧資金利子補給金交付要綱

(利子補給)

第 1 条 県は、知事が別に定める平成16年台風（以下「平成16年台風」という。）により甚大な被害を受け、当該被害の復旧のために第 2 条に規定する資金（以下「資金」という。）の融資を受ける林業者を支援するため、同条に掲げる対象者（以下「借受者」という。）に対し、予算の範囲内において林業災害復旧資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子補給の対象となる資金の種類、対象者、利子補給期間及び利子補給率)

第 2 条 前条の利子補給（以下「利子補給」という。）の対象となる資金の種類、対象者及び利子補給率は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	対 象 者	利子補給期間	利子補給率
農林漁業施設資金（農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号。以下「公庫法」という。）第18条第 1 項第 8 号に規定する資金をいう。）	林業を営む者であって、平成16年台風により被害を受けたことについて、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）が定める様式により市町村長の証明を受けた者	15年以内	知事が別に定める率

(利子補給金の額)

第 3 条 県が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における資金につき、借受者が支払った借入金利子（延滞損害金を除く。）に対し、当該借入金利子額を当該借入れの利率で除して得た金額に同表に掲げる利子補給率を乗じて得た金額とする。

(利子補給の申請の委任)

第 4 条 利子補給を受けようとする借入者は、林業災害復旧資金利子補給金交付申請に関する委任状（様式第 1 号。以下「委任状」という。）により、公庫に利子補給金の交付申請を委任しなければならない。

(利子補給の承認申請及び承認)

第 5 条 前条の規定により委任を受けた公庫は、林業災害復旧資金利子補給承認申請書（様式第 2 号）に委任状の写しを

添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、林業災害復旧資金利子補給承認書（様式第3号）により公庫に通知するものとする。

（償還期限等の変更）

第6条 公庫は、貸し付けた資金の償還期限等の変更をしようとするときは、林業災害復旧資金利子補給変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、林業災害復旧資金利子補給変更承認書（様式第5号）により公庫に通知するものとする。

（利子補給金の交付申請及び支払）

第7条 公庫は、利子補給金の交付申請をしようとするときは、1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ林業災害復旧資金利子補給金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に係る利子補給金の交付を決定したときは、当該申請書を受理した日から30日以内にこれを借受者に支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第8条 知事は、利子補給を受けた借受者（以下「受給者」という。）が公庫又は受託金融機関（公庫法第19条第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関をいう。以下同じ。）から当該利子補給に係る資金の繰上償還の請求を受けたときは、当該受給者に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の義務等）

第9条 受給者、公庫又は受託金融機関は、知事が利子補給に係る資金の貸付けに関し報告を求めたとき又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させるときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、資金の取扱い及び利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年10月8日から施行し、平成16年10月6日から適用する。
- 2 この告示は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認された利子補給については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

林業災害復旧資金利子補給承認申請書

号 日
第 年 月

島根県知事

様

所在地
機関名
代表者

印

下記の貸付について、利子補給の承認を受けたいので申請します。

記

通番	借入者氏名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号 (決定番号)	承認日 (決定日)	借入額 (うち利子補給対象額) (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	償還方法	支払回数・期日
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月

様式第 3 号 (第 5 条関係)

林業災害復旧資金利子補給承認書

第 年 月 日 号

様

印

島根県知事

さきに申請のあった林業災害復旧資金利子補給については、下記のとおり承認します。

記

通番	借入者氏名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号 (決定番号)	承認日 (決定日)	借入額 (うち利子補給対象額) (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	償還方法	支払回数・期日
											元金均等・元利均等	年 回・ 月
											元金均等・元利均等	年 回・ 月
											元金均等・元利均等	年 回・ 月
											元金均等・元利均等	年 回・ 月
											元金均等・元利均等	年 回・ 月

様式第 4 号 (第 6 条関係)

林業災害復旧資金利子補給変更承認申請書

第 年 月 日 号

島根県知事

様

所在地
機関名
代表者

印

下記の貸付について、利子補給の変更承認を受けたいので申請します。

記

通番	借入者氏名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号 (決定番号)	承認日 (決定日)	借入額 (うち利子補給対象額) (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	償還方法	支払回数・期日
変更前											元金均等・元利均等	年 回・ 月
変更後											元金均等・元利均等	年 回・ 月
変更前											元金均等・元利均等	年 回・ 月
変更後											元金均等・元利均等	年 回・ 月

(注) 変更後の欄は、変更があった項目のみ記載すること。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

林業災害復旧資金利子補給変更承認書

第 年 月 日 号

様

印

島根県知事

さきに申請のあった林業災害復旧資金利子補給変更については、下記のとおり承認します。

記

通番	借入者氏名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号 (決定番号)	承認日 (決定日)	借入額 (うち利子補給対象額) (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	償還方法	支払回数・期日
変更前											元金均等・元利均等	年 回・ 月
変更後											元金均等・元利均等	年 回・ 月
変更前											元金均等・元利均等	年 回・ 月
変更後											元金均等・元利均等	年 回・ 月

様式第 6 号 (第 7 条関係)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

所在地
機関名
代表者

印

林業災害復旧資金利子補給金交付申請書

林業災害復旧資金利子補給金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、 年度分 期分の利子補給金
円を交付されたく申請します。

(注) 別紙を添付の上提出すること。

別紙

(No.)

林業災害復旧資金利子補給金交付明細書

(年 月 日 ~ 年 月 日分)

通 番				
借 入 者 名				
借 入 年 度				
承認番号(決定番号)				
承認日(決定日)				
利子補給対象資金名				
借 入 額 (千 円)				
利子補給対象額				
貸 付 実 行 日				
償 還 利 息 (円)				
利子補給率(%)				
利子補給額(円)				
償 還 期 限				
据 置 期 間				
利子補給期間				
利子補給金受入口座名				
利子補給金受入口座番号				
備 考				

